

自主規制モニター会議
次第
(2025年6月3日(火)13:30~15:30)

開会

会長挨拶

議事

1. 自主規制制度の運営状況(3年間の振り返りと次期執行部への課題) 【資料1】

2. 自主規制制度の運営状況(年次報告) 【資料2-1】【資料2-2】
 - (1) 品質管理レビュー制度
 - (2) 上場会社等監査人登録制度
 - (3) 個別事案審査制度(審査申立て制度を含む)

3. 自主規制に係る論題
 - (1) 公認会計士・監査審査会の行政処分勧告を踏まえた対応 【資料3-1】
【資料3-2】

 - (2) 2025年度品質管理レビュー方針 【資料4】

 - (3) 信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直し 【資料5-1】【資料5-2】

 - (4) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム 【資料6】

会則等の制定・改廃に係る求意見

閉会

《配付資料》

資料	資料
資料 1	3年間の振返りと次期執行部への課題
資料 2 - 1	自主規制レポートサマリー（案）
資料 2 - 2	自主規制レポート（案）
資料 3 - 1	公認会計士・監査審査会の行政処分勧告を踏まえた対応
資料 3 - 2	調査報告書
資料 4	2025 年度品質管理レビュー方針
資料 5 - 1	信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直しに関する品質管理委員会運営細則の一部変更要綱（概要）
資料 5 - 2	信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直しに関する品質管理委員会運営細則の一部変更要綱・新旧対照表
資料 6	懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム

自主規制モニター会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
うちだ かずと 内田 和人	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長
おおば あきよし 大場 昭義	日本公認会計士協会 外部理事 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会長
かんだ あさか 神田 安積	弁護士
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 常勤監事
たけの まりお 岳野 万里夫	日本証券業協会 副会長
はせがわ たかあき 長谷川 高顕	日本取引所自主規制法人 常任理事
はまだ やすし 浜田 康	公認会計士

自主規制モニター会議

2025年6月3日

資料 1

3年間の振り返りと次期執行部への課題

自主規制モニター会議



経営方針 4 つの柱と施策の実現を支える体制の整備

信頼の力を未来へ

ステークホルダーとの連携強化

- 関係諸団体（メディアを含む。）との積極的な対話
- 会計教育の推進
- 金商法・公認会計士法の改正を含む開示制度の一層の充実

資本市場のインフラ機能である 監査・保証業務の高度化と基盤強化

- 上場会社等監査人登録制度の整備・運用
- 中小監査事務所の基盤強化支援
- 品質管理レビューの高度化

拡がる業務を通じた社会課題の解決への貢献

- サステナビリティ情報を含む企業情報開示及び保証におけるリーダーシップ発揮
- 非営利・公会計・税務・中小企業支援等の業務を通じた地域活性化への貢献
- スタートアップ支援

情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成

- 監査業務の魅力向上及び公認会計士ブランドの浸透
- 公認会計士の能力開発（実務補習を含む。）の再設計
- サステナビリティに関する能力開発

施策の実現を支える体制の整備

- 協会インフラの充実（事務局・ファシリティ・ICT対応等）
- 協会の組織・財政の在り方

信頼

3年間の振り返りと次期執行部への課題 品質管理レビュー制度関係

経営方針：資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化（品質管理レビュー制度の高度化）

3年間の総括	
主な取組	内容・状況
上場会社等監査人登録制度の導入、改訂品質管理基準の適用などを踏まえ、2023年6月に「品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）」を公表し、当該方針の下、主に以下のような取組を行った。	
施策1 リスクアプローチの高度化 <ul style="list-style-type: none">上場会社等の監査を行う中小監査事務所の指導・監督に重点を置いたリソース配分	<ul style="list-style-type: none">上場会社等の監査を行う監査事務所以外の監査事務所について実施頻度の伸長の仕組みを柔軟に活用するなど（2023年度実績：5事務所、2024年度実績：16事務所）、人的リソース配分におけるリスク・アプローチを徹底し、上場会社等の監査を行う監査事務所に対する指導・監督にリソースを振り向けた。
<ul style="list-style-type: none">過年度の改善勧告の状況や直近の動向を踏まえた重点的实施項目の設定（各年度「品質管理レビュー方針」として公表）	<ul style="list-style-type: none">「2023年度品質管理レビュー方針」から「上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制」の区分を新設し、「2024年度品質管理レビュー方針」からは大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査事務所の規模区分による特性に応じた項目を設定して、品質管理レビューで重点的に確認した。
施策2 中小監査事務所（上場）に対する指導機能の充実 <ul style="list-style-type: none">登録申請に向けたみなし登録上場会社等監査人に対する指導機能の発揮	<ul style="list-style-type: none">「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の公表（2023年6月）みなし登録上場会社等監査人を対象に上記ガイドラインで示す（極めて）重要な不備の判断基準に該当していないかのセルフアセスメント調査を実施（実態把握）見受けられた不備についてオンサイトおよびオフサイトで登録申請まで継続的に指導

3年間の振り返りと次期執行部への課題 品質管理レビュー制度関係

経営方針：資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化（品質管理レビュー制度の高度化）

3年間の総括	
主な取組	内容・状況
施策2 中小監査事務所（上場）に対する指導機能の充実 <ul style="list-style-type: none">・ 昨今見受けられる「監査調書の整理及び管理・保存」に関する不適切な状況への対応	<ul style="list-style-type: none">➢ 監査調書の不適切な修正等の事実が判明した場合に重要な不備事項となることの意識付け（宣誓書の入手）➢ 二度の「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項」の発出による注意喚起 など
施策3 その他 <ul style="list-style-type: none">・ 上場会社等監査人登録制度の導入等に伴う品質管理レビューの体制の強化	<ul style="list-style-type: none">➢ レビューチームの人員拡充（2024年度 42人、2023年度 41人（参考：2022年度 37人））➢ 監査事務所やレビューアーの指導・育成に当たるシニア人材の登用➢ 実態把握と個別指導のため、全てのみなし登録上場会社等監査人に担当主査レビューアーを配置➢ 監査事務所の品質管理体制、改訂品質管理基準の適用状況の確認のため、通常レビューの実施体制を強化（各監査事務所のレビュー実施チームに主査レビューアーを1名増員）
<ul style="list-style-type: none">・ 公認会計士・監査審査会との連携	<ul style="list-style-type: none">➢ 例年複数回実施している公認会計士・監査審査会との実務者レベルの検討会において、行政処分勧告事例を用いた事例検討を行い、レビューの手法や深度、改善指導の実効性等について意見交換を行った。

3年間の振り返りと次期執行部への課題

品質管理レビュー制度関係

経営方針：資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化（品質管理レビュー制度の高度化）

次期執行部への課題

リスク・アプローチの高度化

- 監査事務所のリスク評価プロセス（監査の品質目標の設定、品質リスクの識別・評価、品質リスクへの対処）を含む品質管理システムの実効性を踏まえた、品質管理レビューにおけるリスク・アプローチの在り方の検討（たとえば、改訂品質管理基準で求められるいわゆるPDCAサイクルが適切に整備・運用されている監査事務所については、実施頻度を伸長する、レビューで確認する範囲を絞るなど）
- 上場会社等の監査を行う監査事務所以外の監査事務所に対する品質管理レビューの在り方の検討（実施頻度など）

中小監査事務所（上場）に対する指導機能の充実

- 登録時に整備された体制の運用状況の適切なモニタリング
- 不備に対する監査事務所の自律的な根本原因の究明に資する取組の充実、実態に踏み込んだ改善指導
- 完了した監査業務の検証を含む、監査事務所の自主的で実効性ある品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの検証
- 独立した監督・評価機関（監査法人のガバナンス・コード 原則3）の実効性の検証、根本原因及び改善施策に関する監査事務所と監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者とのコミュニケーションの促進

レビューアーのマインドセット

- 監査の社会的責任、品質管理の必要性、これを担保する自主規制の役割・重要性に対するレビューアーのマインドの醸成、浸透度の向上に係る継続的な取組

3年間の振り返りと次期執行部への課題 上場会社等監査人登録制度関係

経営方針：資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化（上場会社等監査人登録制度の整備・運用）

3年間の総括	
主な取組	内容・状況
施策1 上場会社等監査人登録審査会の適切な運営 <ul style="list-style-type: none">上場会社の監査を継続する意向のある監査事務所（133事務所）が「より高い規律付け」を果たせるよう、当協会は「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を策定し、監査事務所とのコミュニケーション・指導を進めた。	<ul style="list-style-type: none">2025年3月末時点において、123事務所（新規申請の5事務所を含む）が、ガイドラインに示す水準を充足し、登録を受けた。一部の事務所は登録が拒否されているほか、登録申請者の中でも、審査に際して水準を満たしていないような状況が認められた場合には、再度の申請を求めた上で、改めて適格性の確認を行った上で登録を認めるなど、複数回の審査が行われており、この制度の運営に当たっては、是々非々で、かつ、粘り強い審査を進めた。
施策2 監査事務所の情報開示の促進 <ul style="list-style-type: none">登録上場会社等監査人には情報開示が求められる中で、当協会は、2023年度内に情報開示のためのガイダンスを作成した。	<ul style="list-style-type: none">2024年度までの間に、新制度の適用対象となる登録上場会社等監査人については、情報開示が適切に実施されていることを確認している。今後、適用対象を迎える登録上場会社等監査人については、適切な情報開示が行えるよう指導・助言を実施した。
次期執行部への課題	
<ul style="list-style-type: none">登録上場会社等監査人に関する深度あるモニタリングの実施。次期の3か年は、中小規模の監査事務所に対し、改訂品質管理基準への対応が順次求められる状況に該当する。また、監査事務所のガバナンス・コードを適用し、公表することも求められるようになる。登録の審査は、監査事務所の品質管理システムの整備状況が中心的な審査項目であったため、監査業務の運用状況や、監査法人のガバナンス体制の適切な構築までを含めて「より高い規律付け」が果たされているかを、品質管理レビュー等の手法を用いてモニタリングを進め、必要な指導・監督を行っていくことが必要になる。	

3年間の振り返りと次期執行部への課題 個別事案審査制度関係

経営方針：資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化（その他）

3年間の総括

主な取組

施策1 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム（第一弾～第三弾）

自主規制を取り巻く環境変化（公認会計士法の一部改正並びに会則及び倫理規則の変更）に対応した公正な処分基準を整備し、適切に運用する。

改正公認会計士法の施行により上場会社等監査人登録制度が法制化されたこと等を踏まえ、協会の自主規制機能の適正な行使・運用を図り、自主規制機関としての対外的な説明責任を履行し、懲戒処分の実効性を確保する。

における検討経過を踏まえ、自主規制機関としての指導及び監督機能の更なる充実・強化を図る。

内容・状況

「懲戒処分の量定に関する考え方について」（量定ガイドライン）の一部変更案（2023年7月28日理事会審議）を取りまとめ、所要の手続を経て適用懲戒手続等に関する関係規定を見直している。

「懲戒処分の周知、公示及び公表に関する会則及び細則等の一部変更要綱案」（2024年3月19日理事会審議）を取りまとめ、同年7月18日に開催された定期総会にて審議承認後、金融庁長官による会則一部変更の認可（同年9月17日付け）を経て施行している。

以下アからウの各論点に関する課題対応策を整理・検討した。

- ア. 自主規制モニター会議の意見を踏まえた対応（過怠金制度導入の課題整理、個別事案審査制度における懲戒処分と品質管理レビュー制度における措置の横断的な検討の必要性等）
- イ. 適正手続等審査会（旧・不服審査会）の審査申立て要件の在り方を踏まえた規定整備の必要性
- ウ. 懲戒処分実施後のフォローアップの必要性

3年間の振り返りと次期執行部への課題 個別事案審査制度関係

経営方針：資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化（その他）

3年間の総括	
主な取組	内容・状況
施策2 個別事案の審査の迅速化検討 2019年10月の組織改編による監査・規律審査会の発足から5年が経過し、調査実績が一定程度蓄積したことから、旧組織（監査業務審査会及び規律調査会）からの組織改編に伴う効果測定を行い、更なる調査の迅速化に向けた取組を検討した。	複数会議体における事案の審議を一つの会議体で審議することの直接の効果として、平均で3か月程度調査期間が短縮している。一方で、過去に比して監査の基準の要求事項の増加等により監査手続が手厚くなり、提出される監査調書が増えたことから、回答の確認に時間を要し上記の効果が減殺される点も存在する。調査及び審査を担当する委員及び調査員の交代による事案理解に要する時間も少なからず影響を及ぼしていることから、委員や調査員の任期満了時の交代の影響が少なくなるような対応を実施して運用改善に努めることとする。 2025年2月の理事会で検討結果の報告を行うとともに、運用を開始している。 事案専任調査員の増員： 2022年7月 2025年6月 2名増員
次期執行部への課題	
PTによる会則・規則等の整備を受けた運営実施・効果測定・補正の要否検討、事案処理の迅速化検討を踏まえた個別事案審査制度の適切な運営	
監査提言集・綱紀関係事例集等の公表及び関連研修の実施等による会員への情報提供・注意喚起の実施、自主規制レポート等の公表による自主規制・個別事案審査制度に関する一般・会員向けの対外的な公表情報の充実の検討	

次期執行部への課題

自主規制全般

● 自主規制各制度の連携の在り方

- ▶ 品質管理レビューにおける改善勧告に応じない場合の個別事案審査制度における取扱い（品質管理レビューの性格（指導・監督）を踏まえた懲戒処分の在り方）についての現行制度の課題整理、対応の検討

● 情報開示の充実

- ▶ 自主規制レポート（自主規制制度の年次報告）の充実、有用性の向上に向けた継続的な検討
 - ◆ （参考）2023年度、2024年度にかけて各制度毎であった開示の一本化に取り組んだ
- ▶ 監査実施状況調査（報酬と時間の統計の公表）等の情報提供の在り方の継続的な見直し
 - ◆ より高い品質の監査を提供するための業務管理体制や品質管理体制の整備には、人的体制の整備やシステム導入、モニタリングやガバナンス体制の構築など相応のコスト負担が伴う。これらの監査基盤の整備のための監査時間や監査報酬の増加について、監査を取り巻くステークホルダーの理解を得ることが必要であり、上場会社の監査時間や監査報酬と監査品質との関係に関する分析等を踏まえ、有用な情報提供の継続的な検討を行う。

● 新たなニーズへの対応

- ▶ サステナビリティ情報の開示と保証の在り方に関する議論が進行中であり、また、GX-ETS（排出量取引制度）に関する議論もなされている。公認会計士が提供する保証等に対する、協会としての自主規制の在り方について、適切な検討を行う。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

自主規制モニター会議

2025年6月3日

資料5-1

品質管理委員会運営細則の一部変更要綱 (概要)

～信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上の
モニタリングの在り方等に関する見直しの提案～



1 . 現行制度

● 品質管理レビュー

- ▶ 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告するとともに、適切な措置を決定し、改善状況の報告を受ける行為をいう。
- ▶ 品質管理レビューには【通常レビュー】 / 【特別レビュー】 / 【登録の審査のためのレビュー】の3つの種別がある。

通常レビュー

- ▶ 【通常レビュー対象の監査業務】（ **次スライド参照** ）を行っている会計監査人（監査事務所）に対し、品質管理システムの整備及び運用の状況を確認することを目的として実施するレビュー

特別レビュー

- ▶ 会計監査人（監査事務所）の**特定の分野**又は**特定の監査業務**に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況の確認を目的として実施するレビュー

登録の審査のためのレビュー

- ▶ 上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認することを目的として実施するレビュー

【参考】『自主規制レポート：品質管理レビュー制度編』、4ページ

1 . 現行制度

● 通常レビュー対象業務

- ▶ 現在の品質管理レビュー制度において、通常レビュー対象となる監査業務は【公認会計士法上の大会社等】及び【一定規模の信用金庫等】と定められている。

通常レビュー 対象業務

公認会計士法上の
大会社等

- ▶ 上場会社等のほか、一定規模の基準に該当する会社法監査などの業務がその対象となる。

一定規模の
信用金庫等

- ▶ 預金等総額1,000億円以上の信用金庫、信用組合及び労働金庫（以降、本スライドにおいて「信用金庫等」という。）

- 信用金庫等への通常レビューは、公認会計士法上の大会社等以外の監査業務の品質向上のための施策として、2011年4月1日から通常レビュー対象として追加。
- 「信用金庫等は、預金者や貸出先に一定の制限があるものの、銀行と同様に多くの利害関係者を有している。また、一般事業会社においても、会社法適用会社の場合、負債の額が1,000億円以上の会社については、（中略）品質管理レビューの対象としている」ことが主な理由。

1. 現行制度

品質管理委員会運営細則第3条第1項各号

- (1) 会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が1,000億円未満の者を除く。）
- (2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第9条各号のいずれかに該当する者を除く。）
- (3) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- (4) 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
- (5) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社
- (6) 農林中央金庫
- (7) 全国を地区とする信用金庫連合会
- (8) 全国を地区とする信用協同組合連合会
- (9) 全国を地区とする労働金庫連合会
- (10) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- (11) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (12) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

- (13) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第38条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫（最終事業年度における預金及び定期積金の総額（以下「預金等総額」という。）が1,000億円に達しない信用金庫を除く。）
- (14) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第5条の8第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合（最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない信用協同組合を除く。）
- (15) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第41条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫（最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない労働金庫を除く。）

倫理規則上の位置付け

➤ 公認会計士法令において「大会社等」として定められている事業体であり、倫理規則上の「社会的な影響度の高い事業体」に該当する。

➤ 倫理規則において、会計事務所等が追加的に「社会的な影響度の高い事業体」として取り扱うかどうかを検討することが推奨される事業体の例示、及び社会的影響度の高い事業体と同様のローテーションの対象とすることが考えられる事業体として記載

この表における倫理規則は、2024年7月18日改正前の倫理規則をいう。

2 . 課題認識

- 信用金庫等を巡る品質管理レビュー制度に関して、次のような環境変化が生じている。

倫理規則の改正 (2024年7月18日改正)

- 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) における倫理規程 (Code of Ethics) の改訂を受け、jicpaが制定する「倫理規則」についても改正が行われた (2024/7/18定期総会承認)。
- 改正事項の一つとして、社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entity。通称“PIE”) の定義の見直しが行われており、「信用金庫等」に関しては、会計事務所等が追加的に「社会的な影響度の高い事業体」として取り扱うかどうかを検討することが推奨される事業体の例示から除外されることとなった。

2022年度CPA法令改正 (上場会社等監査人登録制度の導入)

- 会計監査の信頼性確保の観点から、上場会社の監査に関する登録制が法律上の登録制度として導入
- 審査に当たってはjicpaの品質管理レビューが利用されるが、上場会社等の監査を行う監査事務所へのより高い規律付けを果たす観点から、現在の品質管理レビューに関するリソースの有効活用がより求められるようになった。

- 監査事務所の規模やリスクに応じた実効的な品質管理レビューを実施し、上場会社等監査人登録制度の適切な運用に資する目的から、信用金庫等の会計監査人に対するレビュー (モニタリング) の在り方等に関し、見直すべき点がないか検討した。

3 . 結論（見直しの提案内容）

1. 信用金庫等の監査業務を通常レビュー対象の監査業務から除外し、その代わりに、特別レビューにおける「特定の監査業務」の例示として、信用金庫等の監査業務を規定する。

- 倫理規則において、「信用金庫等」に関しては、会計事務所等が追加的に「社会的な影響度の高い事業体」として取り扱うかどうかを検討することが推奨される事業体の例示から除外されることとなったことと、上場会社の監査を行う監査事務所がより高い規律付けを果たすよう、品質管理レビューのリソースの配分を見直す必要性があることを踏まえ、信用金庫等については、通常レビュー対象の監査業務から除外する。
- ただし、信用金庫等が金融機関として多くの利害関係者を有しており、これまでに品質管理レビューを通じて会計監査人の品質管理システムの整備及び運用状況に関して指導及び監督を実施してきた実績を勘案し、信用金庫等の監査業務は、特別レビューを規定する会則第77条第2項第2号の「特定の監査業務」に含まれる旨を明記して規定化することにより、信用金庫等の監査を行う監査事務所の品質管理上のリスクを踏まえ、特別レビューを通じて、より機動的かつ効率的にモニタリングを行うことができるようにする。

3 . 結論（見直しの提案内容）

2. 品質管理レビューに関するモニタリング（信用金庫等の会計監査人へのモニタリングを含む。）をより効率的に実施するため、品質管理実施状況の報告制度の一部を改める。

- 品質管理レビューの対象となる監査事務所へのモニタリングをより機動的かつ効率的なものとするために、品質管理実施状況の報告制度（品質管理レビューの対象となる監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認するための報告を求める制度をいい、現行制度では、通常レビューの対象となる監査事務所が制度の対象となる。）を、次のとおり改める。

品質管理実施状況の報告対象者に特別レビューの候補となる監査事務所を新たに設け、品質管理委員会が必要と認めた場合には、特別レビューの候補となる監査事務所に対し、品質管理実施状況の報告を求めることができるようにする。

登録上場会社等監査人（上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所をいう。）であって、通常レビュー対象業務を行っていない監査事務所のうち、基準日の属する年度から起算した直近5年度のいずれかの年度において、登録の審査のためのレビューを受けた監査事務所は、品質管理実施状況の報告の対象から除外することができるようにする。

4 . その他の改正

- **レビュー報告書等の開示先が、品質管理レビューの対象となる監査事務所が所属するネットワーク・ファームである場合には、品質管理レビュー報告書等を開示できるよう、品質管理レビュー報告書等の第三者開示に係る要件を緩和する。**

- 現行制度では、品質管理レビュー報告書等は、細則第6条第2項各号に掲げる場合を除いては、第三者への開示が認められていない。
- ここで、公認会計士・監査審査会（以下「CPAAOB」という。）の交付する「検査結果通知書」についても、協会の制度と同様、非公表とされていたが、2024年6月26日の「検査結果等の第三者への開示について」の改正により、大手監査法人が、所属するグローバルネットワークからの要請に基づいて、被監査会社名等の情報を秘匿化した上であれば、CPAAOBからの事前の承諾を経ることなく、検査結果通知書の開示を行うことができるようになった。
- CPAAOBにおける開示制度の見直しを踏まえ、**品質管理レビュー制度においても、品質管理レビューの対象となる監査事務所が所属するネットワーク・ファーム（倫理規則第400.50項から第400.54 A1項までに規定のある「ネットワーク・ファーム」をいう。）による質問、調査又は検査その他の品質管理上の要請に応じることを目的とする場合には、第三者開示の規制の対象から除外することとした。**

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの 在り方等の見直しに関する品質管理委員会運営細則の一部変更要綱

品質管理委員会運営細則(2023年2月17日最終変更。以下「細則」という。)について、信用金庫等(細則第3条第1項第13号から第15号までに掲げる業務又は事業体をいう。以下同じ。)の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直しを行うことを目的として、下記のとおり変更を行うこととする。

記

1. 現行制度

当協会は、公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、会則第77条に基づき、監査に対する社会的信頼を確保することを目的とし、監査法人又は公認会計士(以下これらを「監査事務所」という。)に対して、品質管理レビューを実施している。

品質管理レビューとは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの総称であり、このうち、通常レビューの対象となる監査業務は、細則第3条第1項の各号において定められている。

通常レビューの対象となる業務は、細則第3条第1項の第1号から第15号までの15業務である。このうち、第1号から第12号までの業務は公認会計士法上の大会社等に該当する業務であり、第13号から第15号までの三つの業務は、2011(平成23)年4月1日以降に実施される品質管理レビューから、通常レビューの対象業務として導入されることとなった業務である。

信用金庫等が通常レビューの対象業務として導入されることとなった理由は、次の枠内のとおりである。

信用金庫等は、預金者や貸出先に一定の制限があるものの、銀行と同様に多くの利害関係者を有している。また、一般事業会社においても、会社法適用会社の場合、負債の額が1,000億円以上の会社(公認会計士法上の大会社等)については、その会社と監査契約を締結している監査事務所については品質管理レビューの対象としている。このような状況を考慮すると、一般事業会社と同程度以上の規模(預金等総額が1,000億円以上)の信用金庫等の監査の質も、一般事業会社のそれと同様に維持・向上することが必要と考える。よって、貸借対照表に計上されている預金等総額が1,000億円以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所を、会則第122条に基づく品質管理レビューの対象とする。

(監査事務所の品質管理体制向上のための検討プロジェクトチーム(2009(平成21)年1月15日)『信用金庫、信用組合及び労働金庫を監査する監査事務所への品質管理レビュー導入の要綱』、「2.理由」)

また、倫理規則においては、社会的な影響度の高い事業体について規定が設けられ

ており、2024年7月18日改正前の倫理規則では、公認会計士法上の大会社等が社会的な影響度の高い事業体として定められていたほか、信用金庫等についても、会計事務所等が追加的に「社会的な影響度の高い事業体」として取り扱うかどうかを検討することが推奨される事業体の例示、及び社会的影響度の高い事業体と同様のローテーションの対象とすることが考えられる事業体として記載されていた。

通常レビューの実施対象となる監査業務と、各監査業務における倫理規則上の位置付けを図示すると、次の表のとおりである。

	細則	倫理規則 ¹ の位置付け
通常レビューの実施対象となる監査業務	(1) 会計監査人設置会社 ² (2) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により監査証明を受けなければならない者 ³ (3) 銀行 (4) 長期信用銀行 (5) 保険会社 (6) 農林中央金庫 (7) 信用金庫連合会 (8) 信用協同組合連合会 (9) 労働金庫連合会 (10) 会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人 (11) 大学共同利用機関法人 (12) 会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人	・ 公認会計士法令において「大会社等」として定められている事業体であり、倫理規則上の「社会的な影響度の高い事業体」に該当する。
	(13) 会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫 ⁴ (14) 会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合 ⁴ (15) 会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫 ⁴	・ 倫理規則において、会計事務所等が追加的に「社会的な影響度の高い事業体」として取り扱うかどうかを検討することが推奨される事業体の例示、及び社会的影響度の高い事業体と同様のローテーションの対象とすることが考えられる事業体として記載

2. 課題認識

上記の制度に基づき、当協会は、信用金庫等の会計監査人を通常レビューの実施対象となる監査事務所として、2011 年から現在に至るまで、通常レビューを行ってき

¹ この表における「倫理規則」は、2024 年 7 月 18 日改正前の倫理規則をいう。

² 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が 100 億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が 1,000 億円未満の者を除く。

³ 公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号）第 9 条各号のいずれかに該当する者を除く。

⁴ 最終事業年度における預金及び定期積金の総額（預金等総額）が 1,000 億円に達しない信用金庫等を除く。

た。

こうした中で、昨今において、信用金庫等に対する通常レビューに関する制度を取り巻く環境の変化として、次のような状況が見受けられるようになった。

- (1) 国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA) における倫理規程 (Code of Ethics) の改訂等を受け、当協会が制定する「倫理規則」についても改正が行われた。その結果として、社会的影響度の高い事業体の定義の見直しが行われ、信用金庫等に関しては、会計事務所等が追加的に社会的な影響度の高い事業体として取り扱うかどうかを検討することが推奨される事業体の例示から除外されることとなった。
- (2) 2023 年度から、会計監査の信頼性確保のために、上場会社の監査に関する登録制が法律上の登録制度として導入された。ここで、登録の審査に当たっては当協会の品質管理レビューが利用されるが、上場会社の監査を行う監査事務所へのより高い規律付けを果たす観点から、現在の品質管理レビューに関するリソースの有効活用が更に求められるようになった。

このように、昨今の品質管理レビュー制度を取り巻く環境の変化を踏まえたとき、監査事務所の規模やリスクに応じた実効的な品質管理レビューを実施し、上場会社等監査人登録制度の適切な運用に資する目的から、信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー (モニタリング) の在り方等に関し、その見直しが課題であると考えられた。

3 . 結論

監査事務所の規模やリスクに応じた実効的な品質管理レビューを実施し、上場会社等監査人登録制度の適切な運用に資する目的から、信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等に関し、次のとおり見直しを行うことを提案する。

- (1) 信用金庫等の監査業務を通常レビュー対象の監査業務から除外し、その代わりに、特別レビューにおける「特定の監査業務」の例示として、信用金庫等の監査業務を規定する。【細則第 3 条、第 3 条の 2 関係】

倫理規則において、信用金庫等が、会計事務所等が追加的に「社会的な影響度の高い事業体」として取り扱うかどうかを検討することが推奨される事業体の例示から除外されることになったことと、上場会社の監査を行う監査事務所がより高い規律付けを果たすよう、品質管理レビューのリソースの配分を見直す必要があることを踏まえ、信用金庫等の監査業務については、通常レビュー対象の監査業務から除外する。

ただし、信用金庫等が金融機関として多くの利害関係者を有しており、これまでに品質管理レビューを通じて会計監査人の品質管理システムの整備及び運用状況に関して指導及び監督を実施してきた実績を勘案し、信用金庫等の監査業務は、特別レビューを規定する会則第 77 条第 2 項第 2 号の「特定の監査業務」に含まれる旨を明記して規定化することにより、信用金庫等の監査を行う監査事務所の品質管理上のリスクを踏まえ、特別レビューを通じて、より機動的かつ効率的にモニタリングを行うことができるようにする。

- (2) 品質管理レビューに関するモニタリング(信用金庫等の会計監査人へのモニタリングを含む。)をより効率的に実施するため、品質管理実施状況の報告制度の一部を改める。【細則第 8 条、第 8 条の 2 関係】

(1)に記載するとおり、品質管理レビューの対象となる監査事務所へのモニタリングをより機動的かつ効率的なものとするために、品質管理実施状況の報告制度(品質管理レビューの対象となる監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認するための報告を求める制度をいい、現行制度では、通常レビューの対象となる監査事務所が制度の対象となる。)を、次のとおり改める。

品質管理実施状況の報告対象者に特別レビューの候補となる監査事務所を新たに設け、品質管理委員会が必要と認めた場合には、特別レビューの候補となる監査事務所に対し、品質管理実施状況の報告を求めることができるようにする。

登録上場会社等監査人(上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所をいう。)であって、通常レビュー対象業務を行っていない監査事務所のうち、基準日の属する年度から起算した直近 5 年度のいずれかの年度において、登録の審査のためのレビューを受けた監査事務所は、品質管理実施状況の報告の対象から除外することができるようにする。

- 4 . その他の改正(開示先が、品質管理レビューの対象となる監査事務所が所属するネットワーク・ファームである場合には、品質管理レビュー報告書等を開示できるよう、品質管理レビュー報告書等の第三者開示に係る要件を緩和する。)**【細則第 6 条関係】**

信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方の見直しに合わせて、品質管理レビュー報告書等の開示に係る細則について、次のとおり変更を行う。

- (1) 現行制度

現行制度では、品質管理レビュー報告書等は、細則第 6 条第 2 項各号に掲げる場合を除いては、第三者への開示が認められていない。

(2) 課題認識

公認会計士・監査審査会(以下「CPAAOB」という。)の交付する「検査結果通知書」は、協会の制度と同様、非公表とされていたが、2024年6月26日の「検査結果等の第三者への開示について」の改正により、大手監査法人が、所属するグローバルネットワークからの要請に基づいて、被監査会社名等の情報を秘匿化した上であれば、CPAAOBからの事前の承諾を経ることなく、検査結果通知書の開示を行うことができるようになった。

(3) 結論

CPAAOBにおける開示制度の見直しを踏まえ、品質管理レビュー制度においても、品質管理レビューの対象となる監査事務所が所属するネットワーク・ファーム(倫理規則第400.50 A1項から第400.54 A1項までに規定のある「ネットワーク・ファーム」をいう。)による質問、調査又は検査その他の品質管理上の要請に応じることを目的とする場合には、第三者開示の規制の対象から除外することとした。

以 上

品質管理委員会運営細則の一部変更について

2025年5月23日
日本公認会計士協会

変更試案	現行
<p>品質管理委員会運営細則</p>	<p>品質管理委員会運営細則</p>
<p>平成11年1月19日 制定 最終変更 2025年__月__日</p>	<p>平成11年1月19日 制定 最終変更 2023年2月17日</p>
<p>(通常レビューの実施対象となる監査事務所)</p>	<p>(通常レビューの実施対象となる監査事務所)</p>
<p>第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者と監査契約(会則第77条第4項の監査契約をいう。以下同じ。)を締結している監査事務所(以下「通常レビュー対象監査事務所」という。)に対し、通常レビュー(会則第77条第2項第1号の通常レビューをいう。以下同じ。)を実施する。</p>	<p>第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者と監査契約(会則第77条第4項の監査契約をいう。以下同じ。)を締結している監査事務所(以下「通常レビュー対象監査事務所」という。)に対し、通常レビュー(会則第77条第2項第1号の通常レビューをいう。以下同じ。)を実施する。</p>
<p>(1) 会計監査人設置会社(最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が1,000億円未満の者を除く。)</p>	<p>(1) 会計監査人設置会社(最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が1,000億円未満の者を除く。)</p>
<p>(2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者(公認会計士法施行令(昭和27年政令第343号)第9条各号のいずれかに該当する者を除く。)</p>	<p>(2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者(公認会計士法施行令(昭和27年政令第343号)第9条各号のいずれかに該当する者を除く。)</p>
<p>(3) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行</p>	<p>(3) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行</p>
<p>(4) 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行</p>	<p>(4) 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行</p>
<p>(5) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第2項に規定する保険会社</p>	<p>(5) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第2項に規定する保険会社</p>
<p>(6) 農林中央金庫</p>	<p>(6) 農林中央金庫</p>
<p>(7) 全国を地区とする信用金庫連合会</p>	<p>(7) 全国を地区とする信用金庫連合会</p>
<p>(8) 全国を地区とする信用協同組合連合会</p>	<p>(8) 全国を地区とする信用協同組合連合会</p>
<p>(9) 全国を地区とする労働金庫連合会</p>	<p>(9) 全国を地区とする労働金庫連合会</p>
<p>(10) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人</p>	<p>(10) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人</p>
<p>(11) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p>	<p>(11) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p>
<p>(12) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人</p>	<p>(12) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人</p>
<p>(削る)</p>	<p>(13) <u>信用金庫法(昭和26年法律第238号)第38条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫(最終事業年度における預金及び定期積金の総額(以下「預金等総額」という。))が1,000億円に達しない信用金庫を除く。)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>(14) <u>協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)第5条の8第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合(最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない信用協同組合を除く。)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>(15) <u>労働金庫法(昭和28年法律第227号)第41条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫(最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない労働金庫を除く。)</u></p>
<p>2 委員会は、前項の通常レビューの実施に当たり、監査業務の選定基準を定める。</p>	<p>2 委員会は、前項の通常レビューの実施に当たり、監査業務の選定基準を定める。</p>
<p>(特定の監査業務とみなされる業務)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第3条の2 次の各号のいずれかに該当する者と監査契約を締結している監査事務所が当該者に対して行う監査業務は、会則第77条第2項第2号に規定する特定の監査業務とみなすものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>信用金庫法(昭和26年法律第238号)第38条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫(最終事業年度における預金及び定期積金の総額(以下「預金等総額」という。))が1,000億円に達しない信用金庫を除く。)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)第5条の8第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合(最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない信用協同組合を除く。)</u></p>	<p>(新設)</p>

変更試案	現行
<p>い信用協同組合を除く。)</p> <p>(3) <u>労働金庫法(昭28年法律第227号)第41条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫(最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない労働金庫を除く。)</u></p> <p>(品質管理レビュー報告書等の第三者への非開示)</p> <p>第6条 品質管理レビューの対象となる監査事務所(以下「品質管理レビュー対象監査事務所」という。)は、次の各号に掲げる書類(翻訳されたものを含み、以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示してはならない。</p> <p>(1) 品質管理レビュー報告書(品質管理レビューの実施結果を記載した文書をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 改善勧告書(品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの改善が必要な事項について記載した文書をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 改善計画書(改善勧告書において指摘された極めて重要な不備事項及び重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施し又は実施を予定する改善措置について記載した文書をいう。)</p> <p>(4) 確認結果報告書(前条第2項の改善状況の確認結果を記載した文書をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、品質管理レビュー対象監査事務所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、品質管理レビュー報告書等を第三者に開示することができる。</p> <p>(1) 会員としての業務に関連する訴訟手続の過程で証拠として提出するとき。</p> <p>(2) 会員としての業務に関連する法令に基づき、質問、調査又は検査に応じるとき。</p> <p>(3) <u>所属するネットワーク・ファーム(倫理規則に規定するネットワーク・ファームをいう。)による質問、調査、検査その他の品質管理上の要請に応じるとき。</u></p> <p>(4) 委員会が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(品質管理実施状況の報告徴求)</p> <p>第8条 委員会は、毎年9月30日(以下「基準日」という。)現在における報告対象監査事務所(通常レビュー対象監査事務所及び登録上場会社等監査人であって第4条の2第2号の場合に該当する監査事務所をいう。)に対し、当該対象監査事務所における品質管理システムの整備及び運用の状況(以下「品質管理実施状況」という。)を確認するための報告(以下「実施状況報告」という。)を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、<u>報告対象監査事務所のうち、基準日の属する年度から起算した直近5年度のいずれかの年度において、通常レビュー又は登録の審査のためのレビューを受けた監査事務所について、実施状況報告の対象から除外することができる。</u></p> <p>3 <u>報告対象監査事務所の実施状況報告の対象期間は、基準日の前年の10月1日から基準日までの1年間とする。</u></p> <p>4 第1項の規定により実施状況報告を求められた報告対象監査事務所は、基準日の属する年の12月31日までに、委員会に対し、委員会が別に定める様式により実施状況報告を行わなければならない。</p> <p>5 委員会は、実施状況報告の内容を確認し、必要と認めるときは、第25条に規定するレビューチームに報告対象監査事務所における調査その他の手続の実施を指示することができる。</p> <p>(特別レビュー対象監査事務所への品質管理実施状況の報告徴求)</p> <p>第8条の2 <u>委員会は、前条に定めるほか、必要と認めるときは、特別レビューの対象となる監査事務所(以下「特別レビュー対象監査事務所」という。)に対し、実施状況報告を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>特別レビュー対象監査事務所の実施状況報告の対象期間は、委員会が当該特別レビュー対象監査事務所ごとに定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により実施状況報告を求められた特別レビュー対象監査事務所は、委員会が指定する日までに、委員会に対し、委員会が別に定める様式により実施状況報告を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>委員会は、実施状況報告の内容を確認し、必要と認めるときは、第25条に規定するレビューチームに特別レビュー対象監査事務所における調査その他の手続の実施を指示することができる。</u></p> <p>附 則(2025年 月 日改正)</p> <p>この改正規定は、2025年7月1日から施行し、同日前に手続を開始する品質管理レビューについては、なお従</p>	<p>(品質管理レビュー報告書等の第三者への非開示)</p> <p>第6条 品質管理レビューの対象となる監査事務所(以下「品質管理レビュー対象監査事務所」という。)は、次の各号に掲げる書類(翻訳されたものを含み、以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示してはならない。</p> <p>(1) 品質管理レビュー報告書(品質管理レビューの実施結果を記載した文書をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 改善勧告書(品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの改善が必要な事項について記載した文書をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 改善計画書(改善勧告書において指摘された極めて重要な不備事項及び重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施し又は実施を予定する改善措置について記載した文書をいう。)</p> <p>(4) 確認結果報告書(前条第2項の改善状況の確認結果を記載した文書をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、品質管理レビュー対象監査事務所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、品質管理レビュー報告書等を第三者に開示することができる。</p> <p>(1) 会員としての業務に関連する訴訟手続の過程で証拠として提出するとき。</p> <p>(2) 会員としての業務に関連する法令に基づき、質問、調査又は検査に応じるとき。</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) 委員会が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(品質管理実施状況の報告)</p> <p>第8条 委員会は、毎年9月30日(以下「基準日」という。)現在における通常レビュー対象監査事務所に対し、当該通常レビュー対象監査事務所における品質管理のシステムの整備及び運用の状況(以下「品質管理実施状況」という。)を確認するための報告(以下「実施状況報告」という。)を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、基準日の属する通常レビューの実施年度から起算した直近5年度のいずれかの年度において、通常レビューを受けた監査事務所を、実施状況報告の対象から除外することができる。</p> <p>3 実施状況報告の対象期間は、基準日の前年の10月1日から基準日までの1年間とする。</p> <p>4 第1項の規定により実施状況報告を求められた通常レビュー対象監査事務所は、基準日の属する年の12月31日までに、委員会に対し、委員会が別に定める様式により実施状況報告を行わなければならない。</p> <p>5 委員会は、実施状況報告の内容を確認し、必要と認めるときは、第25条に規定するレビューチームに通常レビュー対象監査事務所における調査その他の手続の実施を指示することができる。</p> <p>(新 設)</p>

変更試案	現行
前の例による。	